

平成 26 年 度

事 務 報 告 書

小 金 井 市

編 さん 例

- 1 平成26年度事務報告書を作成した。
- 2 事務実績の内容は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までである。
ただし、出納整理期間のある事務は、平成27年5月31日までを含む。
なお、議会事務局については、平成26年1月1日から平成26年12月31日までとする。

平成27年7月

小金井市総務部総務課

目 次

市の概要

事務実績

企画財政部

企画政策課	9
財政課	19
広報秘書課	23
情報システム課	29

総務部

総務課	33
地域安全課	41
職員課	47
管財課	59

市民部

市民課	63
コミュニティ文化課	75
経済課	101
保険年金課	113
市民税課	121
資産税課	127
納税課	129

環境部

環境政策課	133
ごみ対策課	145
下水道課	159

福祉保健部

地域福祉課	165
自立生活支援課	173
介護福祉課	195
健康課	211

子ども家庭部		
子育て支援課	-----	217
保育課	-----	225
児童青少年課	-----	229
都市整備部		
都市計画課	-----	243
まちづくり推進課	-----	249
道路管理課	-----	253
建築営繕課	-----	265
交通対策課	-----	267
区画整理課	-----	275
会計課	-----	277
学校教育部		
庶務課	-----	281
学務課	-----	193
指導室	-----	303
生涯学習部		
生涯学習課	-----	307
図書館	-----	333
公民館	-----	343
議会事務局	-----	353
選挙管理委員会事務局	-----	373
監査委員事務局	-----	379
農業委員会事務局	-----	383
固定資産評価審査委員会事務局	-----	387

市の概要

市の概要

1 市制施行 昭和33年10月1日

小告示第115号 町を市とすることについて

小金井町を市とし、昭和33年10月1日から施行する。

昭和33年9月6日

小金井町長 鈴木 誠一

東京都告示第714号 町を市とすることについて

地方自治法第8条第3項の規定により東京都北多摩郡小金井町を市とし
昭和33年10月1日から施行する。

昭和33年8月7日

東京都知事 安井 誠一郎

総理府告示第312号 町を市とする処分

地方自治法第8条第3項の規定により東京都北多摩郡小金井町を小金井市
とする旨、東京都知事から届出があった。

右の処分は、昭和33年10月1日からその効力を生ずるものとする。

昭和33年8月30日

内閣総理大臣 岸 信介

(小金井町制施行 昭和12年2月11日)

2 位置

東経・・・139度31分 北緯・・・35度42分
標高・・・40m（東町）～75m（貫井北町）

3 面積

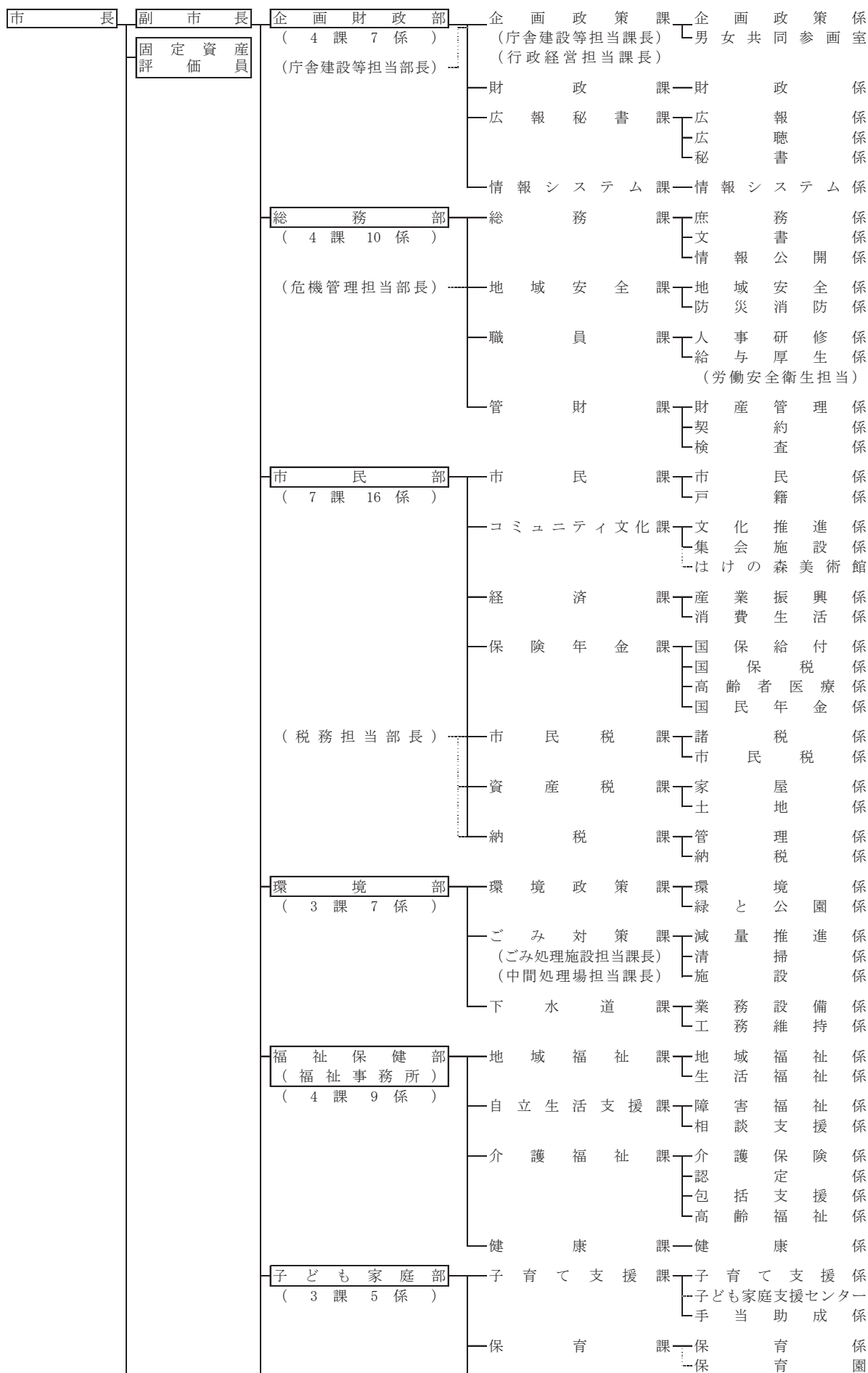
東西・・・4.1km 南北・・・4.0km
面積・・・11.30平方km

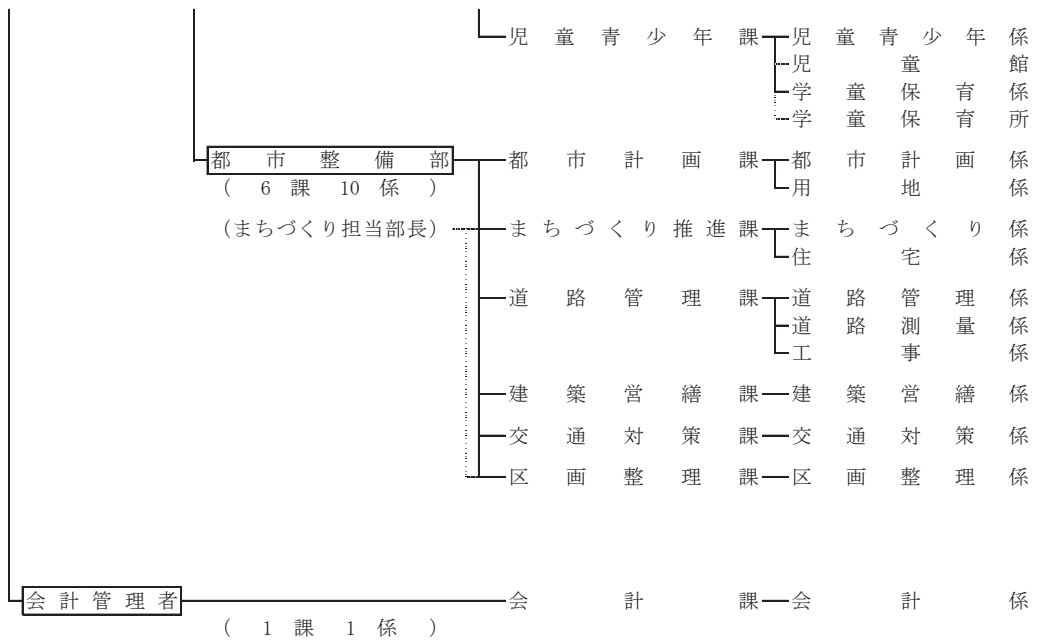
(注) 行政面積は、国土地理院公表の面積値による。

4 世帯・人口（対前年比較、各年とも4月1日現在）

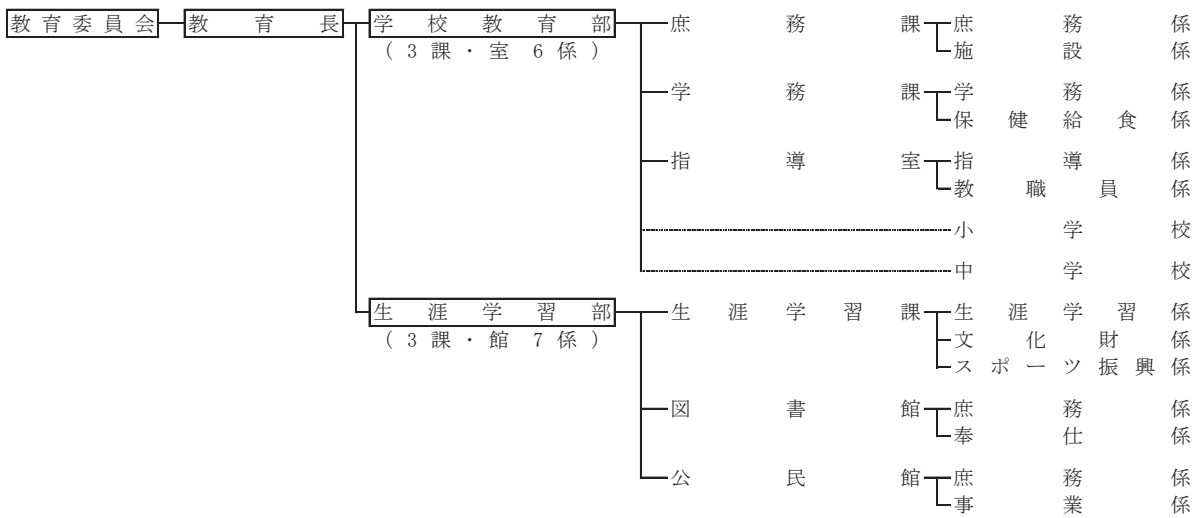
区分 年別	世帯数 (世帯)	人口 (人)		
		男	女	計
平成27年	57,649	58,299	59,372	117,671
平成26年	56,954	58,040	59,039	117,079
比較	695	259	333	592

小金井市行政機構図（平成26年4月1日現在）





市長部局 7部 32課 65係 (会計課含)



教育委員会 2部 6課 (室・館) 13係

